



熊本県公報

目 次

告 示

- 公有水面埋立免許 (漁 港 課) 一
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧 (漁 政 課) 二
- 指定居宅サービス事業所の廃止 (高 齢 保 健 福 祉 課) 三
- 登 載 依 頼 () 三
- 第一回熊本県立高等学校入試制度検討委員会の会議の開催 (熊本県立高等学校入試制度検討委員会) 三

告 示

熊本県告示第百二十八号
 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき公有水面埋立を免許したので、同法第十一条の規定により次のとおり告示する。

- 平成十四年二月十八日
- 一 免許年月日
 熊本県知事 潮 谷 義 子
 平成十四年二月六日
- 二 免許を受けた者の住所及び氏名

三 埋立区域
 天草郡河浦町大字河浦五二五番地 河浦町

1 位置

天草郡河浦町大字崎津字小高浜一四の一、字小森一四一の一、一四一の一、一四二の一、一四二の一、一四二の二、一四二の二、一四五の一、一四六、一四七の一、一四七の七及びこれらの区域に介在する無番地(道路、水路)に隣接する無番地(道路)地先並びに平成十三年三月二十一日付け熊本県指令漁第三十四号の免許に係る埋立地先公有水面

2 区域

次の 地点から²²の地点までを順次直線で結んだ線、²²の地点と²³の地点を結ぶ平成十三年三月二十一日付け熊本県指令漁第三十四号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(DL+二・九三メートルにより決定)及び²³の地点と の地点を結ぶ平成十三年春分の日の満潮位(DL+二・九三メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 天草崎津港灯台(北緯三二度一八分三三・三秒、東経一三〇度〇一分四五・五秒) から三〇一度一四分二六秒 一四二六・一九メートルの地点
- の地点 地点から三三三度〇七分〇三秒 四・五〇メートルの地点
- の地点 地点から二五一度一六分四八秒 四・五〇メートルの地点
- の地点 地点から二六九度二六分三四秒 四・五〇メートルの地点
- の地点 地点から二八七度三六分一九秒 四・五〇メートルの地点
- の地点 地点から三〇五度四六分〇五秒 四・五〇メートルの地点
- の地点 地点から三二四度四八分五二秒 一・七四メートルの地点
- の地点 地点から三一一度一六分二五秒 九・〇三メートルの地点
- の地点 地点から三〇四度〇六分一三秒 九・〇三メートルの地点
- の地点 地点から二九六度五六分二八秒 九・〇三メートルの地点
- の地点 地点から二八九度四六分四四秒 九・〇三メートルの地点
- の地点 地点から二八二度三七分〇一秒 九・〇三メートルの地点
- の地点 地点から二七五度二七分一八秒 九・〇三メートルの地点
- の地点 地点から二六八度一七分三五秒 九・〇三メートルの地点
- の地点 地点から二六一度〇七分五二秒 九・〇三メートルの地点
- の地点 地点から二五三度五八分〇九秒 九・〇三メートルの地点
- の地点 地点から二四六度四八分二五秒 九・〇三メートルの地点
- の地点 地点から二三九度三八分三六秒 九・〇三メートルの地点
- の地点 地点から二三六度三一分二二秒 一〇・〇〇メートルの地点

- 1 位置
 - 天草郡河浦町大字崎津字小高浜一三の一、一四の一、字小森一四二の一、一四二の一、一四二の三、一四二の一、一四二の二、一四五の一、一四六、一四七の一、一四七の七、一四七の八、一四七の九及びこれらの区域に介在する無番地（道路、水路）に隣接する無番地（道路）地先並びに平成十三年三月二十一日付け熊本県指令漁第三十四号の免許に係る埋立地地先公有水面
- 2 区域
 - 次のアの地点からケの地点までを順次直線で結んだ線及びケの地点とアの地点を結ぶ平成十三年春分の日の満潮位（DL+二・九三メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - アの地点 天草崎津港灯台（北緯三二度一八分二三・三秒、東経一三〇度〇一分四
- 3 面積
 - 三千百八十六・九六平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域

- 1 位置
 - 五・五秒）から三〇一度〇九分二四秒 一四一六・八八メートルの地点
 - イの地点 アの地点から二七度〇二分一九秒 一九・五九メートルの地点
 - ウの地点 イの地点から二六〇度四九分四九秒 三九・二三メートルの地点
 - エの地点 ウの地点から二九五度〇九分〇四秒 二五・一九メートルの地点
 - オの地点 エの地点から二五五度四五分三三秒 二五・一九メートルの地点
 - カの地点 オの地点から二三六度〇三分五五秒 三四・八三メートルの地点
 - キの地点 カの地点から三一〇度〇七分二一秒 三六・四〇メートルの地点
 - クの地点 キの地点から五六度〇〇分五六秒 一〇・〇〇メートルの地点
 - ケの地点 クの地点から三三六度〇三分五六秒 二九・一四メートルの地点
- 2 面積
 - 七千九百四十二・一六平方メートル
- 3 埋立地の用途
 - 海岸環境整備施設用地
- 4 関係書類の備置場所
 - 熊本県林務水産部漁港課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに河浦町水産商工

熊本県告示第二百二十九号
 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）（第一百十二条第一項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定による事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調査書を縦覧に供する。
 平成十四年二月十八日
 熊本県知事 潮谷 義子

- 一 加入区の名称
 - 網田加入区
- 二 発起人の住所及び氏名
 - 宇土市長浜町二〇六六番地 満崎 由則
 - 宇土市長浜町五〇九番地の三 田中 初憲
 - 宇土市戸口町二七番地の三 村田 早稲男
 - 宇土市戸口町八〇四番地の二 嶋本 利昭
- 三 法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合
 - 網田漁業協同組合
- 四 縦覧期間
 - 平成十四年二月十八日から平成十四年三月四日まで
- 五 縦覧場所
 - 網田漁業協同組合

熊本県告示第三百十号
 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）（第一百十二条第一項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定による事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調査書を縦覧に供する。
 平成十四年二月十八日
 熊本県知事 潮谷 義子

- 一 加入区の名称
 - 二見加入区
- 二 発起人の住所及び氏名
 - 八代市二見洲口町一〇二八 牧 未満

- 八代市二見洲口町一〇九八 濱田 一雄
- 八代市二見洲口町一〇六五 本田 治行
- 八代市二見洲口町一〇一九 田中 義廣
- 三 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合
- 二見漁業協同組合
- 四 縦覧期間
平成十四年二月十八日から平成十四年三月四日まで
- 五 縦覧場所
二見漁業協同組合

熊本県告示第百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成十四年二月十八日

熊本県知事 潮谷 義子

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地 指定通所リハビリテーション 昭孝会	事業者名 医療法人 昭孝会 上野外科胃腸科医院	廃止年月日 平成十四年一月三十一日
熊本市黒髪一丁目二番三十七号		

熊本県告示第百三十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があった。

平成十四年二月十八日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び事業所の所在地 指定居宅介護支援事業所 昭孝園	事業者名 医療法人 昭孝会 上野外科胃腸科医院	廃止年月日 平成十四年一月三十一日
熊本市黒髪一丁目二番三十七号		

登 載 依 頼

熊本県立高等学校入試制度検討委員会公告第一号
 第一回熊本県立高等学校入試制度検討委員会の会議を次のとおり開催します。
 なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりです。
 平成十四年二月十八日

熊本県立高等学校入試制度検討委員会

- 一 日時
平成十四年二月二十五日（月）
午後一時三十分から午後四時まで
- 二 場所
熊本市水前寺一丁目三十三の十八
水前寺共済会館 芙蓉の間
- 三 議題（予定）
 - 1 会長・副会長の選任について
 - 2 熊本県立高等学校の入試制度の在り方について
- 四 傍聴者の定員
十人
- 五 傍聴手続
会議の傍聴の受付は、午後一時から午後一時二十分まで会議の会場入口において行い、検討委員会の会長が認めたとうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができま
す。ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を
決定します。
- 六 問い合わせ先
熊本県立高等学校入試制度検討委員会事務局（熊本県教育庁高校教育課）
（電話〇九六―三八三―一一一 内線六六五六）

平成十四年二月十八日
熊本市印刷所
発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇一
株式会社 秀巧 一番社
電話代 〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%